

令和3年度 第2回いじめ問題対策連絡協議会 会議録

日 時	令和3年12月21日(火) 16時00分～17時00分
場 所	阪南市地域交流館2階 共用会議室1・2
出席者	<p><会長> 阪南市教育委員会事務局 学校教育課長 丹野 恒</p> <p><委員> 岸和田子ども家庭センター 総括主査 藤原 和俊</p> <p>阪南市立中学校長代表 飯の峯中学校長 井上 達史</p> <p>阪南市人権推進課 課長 戸崎 美津弘</p> <p>大阪府教育庁 スクールソーシャルワーカーSV 中山 美和</p>
事務局	阪南市教育委員会事務局 学校教育課長代理 花元 英夫
欠席者	<p>阪南市立小学校長代表 東鳥取小学校長 中野 泰宏</p> <p>泉南警察署生活安全課 少年係長 徳山 貴久</p> <p>阪南市こども家庭課 課長 岩本 公一</p>
傍聴者	なし

協議内容

①開会

②会長挨拶

③議事

- (1) 専門家の定期的な配置による効果について
- (2) 令和3年度 of 取組について
- (3) 「いじめ事案の対応フローチャート (案)」について

会議の要旨

(事務局)

事務局の宣言により開会

今回から、こども家庭課から来ていただいていた委員が、宍道恵子委員から岩本公一委員に代わっているが、公務のため本日は欠席している。また、東鳥取小学校長の中野泰宏校長、泉南警察署生活安全課少年係の徳山貴久係長は、本日別の公務のため、欠席している。出席者は過半数に達しているので開会する。開会にあたり、丹野会長にあいさつをお願いします。

(会長)

今回もよろしくお願いします。

この、いじめ問題対策連絡協議会の議事録は、ホームページにて公開している。教育委員会にも報告し、意見をいただいている。その中でも、いじめについて話し合っただけに感謝するといわれている。いじめについて現場に必要な話をしており、非常に良い会議となっていると評価していただいている。いじめの認知件数は増加している。学校で、積極的に認知している成果であると感じている。毎月の点検の中で、人権にかかわるものについても気を付けてみている。ここでの話を校園長会でも紹介し、いじめの認知の感度を挙げていきたいと考えている。今日もコロナ禍のおり、短時間となるが、よろしくお願いします。

(事務局)

阪南市いじめ問題対策連絡協議会等条例第8条に基づき、原則公開としているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本日の傍聴人はない。なお、議事録への公開について承認が必要である。

意見、質問などないか。

(全委員)

～承認～

(会長)

承認されたものとする。

議事

(会長)

(1) 専門家の定期的な配置による効果について説明願う。

(事務局)

いじめの認知件数については、年を重ねるごとに増加している。

平成30年ごろから、スクールソーシャルワーカーという社会福祉士や、スクールカウンセラーといった臨床心理士などの専門家を、学校に事案が生じてから派遣するのではなく、定期的に派遣する形をとっている。

校長会を通じて、専門家と連携を深め、学校の教員ではない専門家の意見を参考に、事案や家庭や子どもの状況について、教員の視点だけでなく、多面的多角的にとらえられるように伝えている。

(会長)

現在の専門家の数は何人か。

(事務局)

カウンセラーは市費と府費で8人いる。小学校に8校に5名かかわってもらい、中学校には府費で1校1名配置されている。スクールソーシャルワーカーは、12校に4名を配置している。スクールロイヤーの配置はない。

学校の中での専門家との連携の好事例をまずは共有したい。

(委員)

今までの学校で行くと、スクールカウンセラーだけだったが、心理面での支援として、家族のことなども含めて支援してもらっている。面談もしてもらい、教師には話しにくいことも聞き出してくれている。必要に応じて情報を共有している。今はカウンセラーとスクールソーシャルワーカーとが連携して同じ日に来てくれている。ケース会議の運営や、不登校生へのアプローチの方法など、アドバイスをもらいながら支援を計画できている。不登校生への支援についても、その都度、必要な支援について専門家と協議しながら、個に応じた支援を計画している。他にも、スクールソーシャルワーカーからコミュニティソーシャルワーカーにつなげていく支援も必要であると感じている。

(会長)

実際にコミュニティソーシャルワーカーと連携するケースはどうか。

(委員)

前任校で1件あった。

(会長)

コミュニティソーシャルワーカーとのかかわりも校長会で紹介をしているが、今は少し止まっているのか。

(事務局)

平成29年度から阪南市の丸ごとネットワークでコミュニティソーシャルワーカーとの連携を提案し始めた。令和2年末でコミュニティソーシャルワーカーの委託先が変わり、メンバーも変わった。今年度8月末に専門家連絡会を開くことができたため、今後も連携を深めていくきっかけを作ることができた。現在はある小学校で、コミュニティソーシャルワーカーがこども達への朝の登校指導や挨拶運動に協力してくれているケースもある。他市ではあまり見られないつながりを作ることができていると実感している。

(会長)

今年は専門家からつながりを深めていきたいと専門家連絡会を開き、学校に関わる専門家を一堂に会し話すことができた。学校を支援していきたい専門家で、深く話し合うことができたのは非常に良かったと思っている。学校ではスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが配置されているが、教職員とのかかわりも深まっているのか。

(委員)

教員もスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーにアドバイスをもらう習慣はついてきているように感じている。困ったらスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談しようかと考えることができているように感じている。

(会長)

専門家の立場としてはどうか。

(委員)

最初に入ったときには、スクールソーシャルワーカーの役割は何か、スクールカウンセラーとの違いは何かを話すようにしている。やみくもに担任の先生から相談をもらっても、支援の方法が見えなくなるので、学校の中のキーになる教員に情報を集約してもらい、学校体制を整えてもらい、学校体制に支援していくことを検討している。管理職の先生に、学校はスクールソーシャルワーカーをどう活用したいのか、私たちは何ができるのかをすり合わせてからでないと、スムーズに活動できない。生指の先生と動くことが多い。各担任からも

相談をもらったり、ケース会議の結果を職員室でミニケース会議をしてその後の進捗を確認することも進めている。

(会長)

配置型になったことで、ケースの掘りおこしもしてもらっている。今までは派遣型で掘りおこしはできていなかったが、配置型になったことで授業中の子どもたちの様子なども確認してもらえるようになり、支援が必要なケースを洗い出すことができるようになった。市教委でも予算を拡充して、福祉の視点も入れてもらっている。阪南のスクールソーシャルワーカーの活用はどうか。

(委員)

ここ数年で学校に入りやすくなった。阪南市の先生方が、スクールソーシャルワーカーとはどんな人なのかを理解してくれている。ここ数年で認知度は非常に上がったように感じている。中学校なら毎週1回来る。スクールソーシャルワーカーは毎週学校に入ることができていない。タイムリーに事案にかかわることができていない。

(会長)

もう一息か。我々もこのきびしい財政事情の中で、この予算を削るわけにはいかないと思っている。特にコロナ禍でも心理士のケアや、先生たちの心理的な支援などもしていただいている。学校の中ではなく、子ども家庭センターでカウンセラーやそのほかの専門家を活用することもあるかと思うが、どのように活用しているか。

(委員)

全体的に児童心理士が多く配置されている。市ごとに担当が一人いて、総括が担当について動く。そこに、担当の心理士がいる。岸和田は3人で持つなど、市の規模によって担当人数が違う。その規模に応じて心理士もつく。心理士は絶対的に数が少ない。所長は福祉士、心理士でいる。スクールロイヤーという位置づけであれば、他府県では、常勤で弁護士をつけているものもある。法的な対応を求められる危機対応の介入チームに、弁護士とお医者さんとがリスト化されている。予算をとって、予算内で相談に乗ってもらったり、月に数回来ていただいて相談できるようになっている。おそらく今後、常勤の弁護士を置き、いつでも相談できるようになっていくことになるだろうと思われる。原因不明な外傷があるなら、医学鑑定に頼んでみたり、脳の神経外科に精通されている先生、体の外傷に長けている先生など、その時に応じた医者にご相談する。中央子ども家庭センターには、常勤の心療内科医が2名いる。そのセンターの中野診療所で、薬も処方できる。中央は寝屋川にある。

(会長)

中央こども家庭センターは、岸和田の上部機関ではなく並列の機関であると認識しているが正しいか。

(委員)

その通りである。岸和田から中央の診療所にお問い合わせするケースはあまりないが、そういった事例もあることを紹介した。ただ、中央こども家庭センターは、例えば他府県からのケース移管なども取り扱うことになっており、他のこども家庭センターよりも、職員の人数は多く配置されている。プラスアルファの業務もおこなっている。

(会長)

さきほど役割の話の中に、医師の話もあったが、学校で行くと学校医という位置づけがある。学校医も専門化であるが、不自然な外傷について相談することもない。歯医者具合からネグレクトのことを相談したり、今後広げていくこともできるのだろうか。

(委員)

診察となると、保護者の同意が必ず必要となる。保護所には看護師が常駐している。保護所で診察を受けることになっても、必ず保護者の同意が必要であるが、看護師が、病院に連れていくことができるのかであったり分析するまではできる。例えばであるが、インフルエンザのタミフル等の処方にも、保護者の同意がいる。同意が取れない場合は、また別の法的な対応が必要になってくる。

(会長)

例えば、スクールカウンセラーには、学校の先生方のカウンセリングマインドを高めてほしいということもお願いしている。子ども家庭センターなどで、職員が入れ変わる中で専門家の研修であったり、日々の専門家とのかかわりの中で、職員の成長のために行っているものは何かあるか。

(委員)

職員研修はしている。年数に合わせて、習得すべきスキルの研修を行うが、結局は、現場に還元できるスキルをどのように磨いていくか。毎回、目の前にいる保護者や子どもにどのような支援ができたかを振り替えることでしかないと考える。面談が終わったのちに、今日は何か不自然だったとか、面談後に、一緒に関わったメンバーで、どうだったのかを振り返って、アセスメントを共有することが大切。忙しい中ではあるが、研修と頭で頑張っても、結局は実際のこどもの見立てを共有することでしか、職員の成長は促すことができないように感じている。自分もSVとして入っているが、できるだけ職員と

見立てを共有してケースにとっては何が問題点で、何が課題で、だからこういう支援が必要なんだと、手当とか手段を考えてしまいがちなんだけど、何が課題なのかをしっかりと共有したうえで対応していかないといけないと思っている。

(会長)

学校では OJT というが、そうかもしれない。ケース会議の中で、カウンセラーさんやスクールソーシャルワーカーさんの見立てを共有することで、すごく参考になる。その積み重ねが、先生方の職員の意識の向上や成長につながっていく。

(委員)

先ほどのスクールソーシャルワーカーの配置のことなどの話を聞くと、誰でも思うかもしれないが、担任の話もあったが、その場に配置していると、具体的な事案について話す機会も増えるため、それぞれの理解が深まり、対応が理想的なものに近づいていく。今はまだ過渡期的なところもあるように感じる。

(会長)

専門家としては、急にこんな話があって、それについてどう思うか答えなければならなくなって、しんどい部分もきっとあると感じる。そこは市でも気を付けていく。

学校教育としてはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、コミュニティソーシャルワーカーといった方たちとの連携を深めているところである。市民福祉のケースワーカーとも連携している。例えば人権推進課では、市の弁護士以外に、専門家と連携を深め、外部機関の連携を深めて高めている事案はあるか。

(委員)

人権問題でこちらに話が来た時は、市が訴えられるという状況になっている場合でないと弁護士の活用ということにはならない。人権相談としては、人権相談は市の人権協会に委託している。職員は、元教員や、保健師、大阪府の実施している研修を受けた人権擁護委員など。女性の専門のカウンセラーや、労働のための相談員もいる。人権という視点である程度ワンストップで対応できている。状況に応じて無料法律相談を進めることや人権推進課の無料の女性相談を進めることもある。

(会長)

教育委員会にも話が来て、人権協会に入ってもらえることもある。人権協会でも話を聞いて、教育委員会と連携することもある。

(委員)

DVの対応などであれば、連携して対応することもある。学校教育やこども家庭課とも連携することもある。

(会長)

市の中でもワンストップを進めている。いじめ案件や教育相談案件で他課が関係するものもある。

(委員)

いじめというものがそもそも人権問題でもあるし、いじめの問題を突き詰めれば、貧困や障がいといった背景も関係することもある。障がいのことで新規のケースであれば、たんぼぼ園と連携したり、高齢者の場合は、介護保険課と連携することが必要な場合もある。

(会長)

いじめに関わる専門家との連携を深めていくためにはどのようなことができるかを考えることができるかについて、議案として話あうことをさせていただいた。

(会長)

では続いて、令和3年度の阪南市のいじめ防止対策の取り組みについて説明を願う。

(事務局)

令和3年度の取組として、以前より、このいじめ問題対策連絡協議会において話し合っている内容が素晴らしいと、阪南市の教育委員からご意見をいただいていた。この話し合いをどのように活用するかについて検討を重ねた。

本会議は冒頭にも確認したように、議事録を公開している。

公開されている議事録が、前回までで6回分あったので、まずはその議事録を阪南市の小中学校の全教員に一読してもらうことを学校に依頼した。

読んでもらうだけでは深まらないので、記事録と、各校のいじめの認知率を校内で共有し、どのように教員のアセスメント力の向上や、指導力の向上、いじめの認知率の向上につなげていくのかを、校内で研修の計画を立てていただいた。2学期に実施した結果を、1月の生徒指導担当者連絡会で共有する。

(会長)

校内で議事録を読んだ教員の反応はどのようなものか。

この10年で「いじめ」という言葉の意味が大きく変わったが、教員の理解

は正しく理解できるように変容しているか。

(委員)

議事録を活用したからと言って認知が上がったかと言うと、そういう話ではない。それ以前から、いじめの認知については感度をあげていかなければならないし、近年の報道もあり、先生方の意識は向上している。先生方の意識づけの再確認にはなったと思うが、毎月の職員会議などで認知については確認している。

(会長)

我々も再度読んで、再認識することができた。同じことであるが、確認しないと、感度が鈍ってしまうように感じた。自分でのコントロールも難しいと思うが、感度を維持する方法は、現場でも難しいかもしれない。感度を維持する取り組みはあるか。

(委員)

先生方に感度を上げてもらうことは常に意識している。先生方も、理解としては、親切心で手伝ってあげたことでも、相手が嫌だと感じたらいじめであることは理解している。しかし、そういった事案が目の前で起こったときに、文言通りにいじめと認知できているかということと言うと、少しずれるところがある。

現場で起こったときに、まだその感度が違うと感ずることがある。目の前で起こったときに、いじめとして認知を丁寧にできているのを学校の対応について点検し、正しく対応するための方法をどのように学校に落とし込んでいくかをよく考える。

先生方は、毎日の子どもたちの様子をよく見ている。加害だと位置付けられる子どもが「いじめをしている」と判断するのが難しい部分もあるかもしれない。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの立場で、俯瞰的に見る必要があると感じている。

(会長)

市教委も同じ位置にあるかもしれない。虐待のことなどでも、「これは大丈夫な案件か」と、一歩下がってみる必要がある。学校は当事者なので、見えなくなってしまうことが、時々ある。いじめでないのか、虐待でないのかのフィルターの役割は、我々である。しかし、我々は子どもの顔を全く見ていない。なので、学校とギャップができる。スクールソーシャルワーカーが間に立って、学校にいじめと理解させていくことに役立っているのかもしれない。先ほどの研修の話にも関連するかもしれないが、他の機関ではどうか。

(委員)

虐待についてのリスクをどうとらえて、どのように対応していくのかについては、初年度に研修を別のようにしている。自分も子どもに施設にいた。実際に担当している職員と、総括している職員の立ち位置は本当に大切であると感じる。実際担当していると孤立してしまう。その人が孤立するのを、周りの職員が助けてあげる。この関係性は必ず必要。何がフェアで、何がアンフェアかを、一步引いてみてもらう人は必ずいる。いじめを見つけたらほめてあげる。これが大切。担当の職員は、自分の担当でトラブルがあると、自分を責めてしまう傾向がある。そうじゃなくて、「よく見つけたね」と具体的にほめてあげる必要がある。

(会長)

今の話はマネジメントにつながると感じる。我々が教職員を追い詰めてしまっている場合もあるのかもしれないと感じた。しんどいケースに関わっている先生は、「もっとこんなことができたんじゃないか」「周りに迷惑をかけているのではないか」と感じているのかもしれない。ついつい、「ここでなぜ気づかなかったのでは？」となってしまう。

(委員)

ケース会議では、何もしなくても担任は自分を責める傾向がある。周りから絶対に責めないようにする空気を作っておくことも必要であるように感じる。

(会長)

だから、学校の体制や姿勢が重要ということ。担任に背負わせてしまう体制となっていないかの確認は必要である。担任が見ていなかったからだとしてしまうことにつながってしまう。市教委として気を付けなければならないと感じた。

他の認知の部分で、いかがか。

(委員)

この取組は、PDCAのサイクルであると感じる。議事録の活用がA。そのAに対して学校がP。そして研修のD。Cをどこがするのか。学校でCをするのは当然であるが、Aを提案した我々も、もう一度Pを点検していくことなど、本協議会でも確認していくことも必要である。

(会長)

その通りである。どのような取組があり、どのようにPDCAがなされていたかについては、追って議題としていきたい。

次回3月に取組を見ていただき、共有していきたい。以前もアンケートやい

じめ防止基本方針を見ていただいた。今後もよりよいものに改善していきたい。
時間も来たのでここで終了となる。

(事務局)

本日の議事の3つ目については、第3回での議事としたい。また、先ほどもあったように、令和3年度の取組について、どのような成果があったかなど、次回話をしていきたい。

令和3年度第2回いじめ問題対策連絡協議会はこれで終了する。

次回は令和4年3月ごろの開催を予定していることを共有する。

新型コロナウイルス感染症の状況などから、開催を延期する場合などは追って連絡する。

(事務局)

終了宣言